

3次元測量試行要領

1. 3次元測量

3次元測量とは、3次元計測を実施、または、取得済みの3次元計測データを活用して実施する測量をいう。

2. 対象業務

以下の路線測量、現地測量を対象とする。

(1) 3次元計測を実施する場合

現場作業の短縮や安全性の確保に3次元計測が効果的、又は、設計検討や地元協議等に3次元計測データの活用が効果的な業務に適用する。

(2) 取得済みの3次元データを活用する場合

3次元計測データが取得済みである箇所を実施する業務に適用する。

3. 発注方式・実施手続

対象業務は、発注者の指定により、特記仕様書を添付し、発注手続きを行うこととする。

4. 業務成績評定

担当監督員による評価において、以下を評価する。

- ①「プロセス評価：専門技術力：提案力・改善力：当該作業（業務）の特性を考慮しつつ、新たな、又は高度な調査・解析の手法・技術に関する提案がなされた。」
- ②「結果評価：成果品の品質：目的の達成度：高度な技術レベル、多岐にわたる検討項目など、難易度の高い作業（業務）に対し必要な作業（業務）成果が得られた。」

5. 業務費の積算

測量業務標準歩掛、及び、以下の変化率により積算する。

5-1 現地測量変化率

3次元測量業務は、測量業務標準歩掛に定められた変化率に替えて、5-1-1に示す地域による変化率により補正する。

5-1-1 地域による変化率（3次元データ活用）

縮尺	1 / 500			
	平地	丘陵地	低山地	高山地
大市街地	+0.8			
市街地甲	+0.7			
市街地乙	+0.5	+0.7		
都市近郊	+0.1	+0.4		
耕地	-0.1	+0.1	+0.3	
原野	-0.1	+0.1	+0.4	+0.7
森林		+0.2	+0.9	+1.2

5-2 路線測量変化率

3次元測量業務は、5-2-1 変化率適用表の「●」の適用箇所について、測量業務標準歩掛に定められた変化率に替えて、5-2-2及び5-2-3に示す地域による変化率により補正する。

5-2-1 変化率適用表

工程区分／種類		地域	交通量	曲線数	測量幅	測点間隔
作業計画						
現地調査		○	○			
伐採		○	○			
条件点の観測		○				
線形決定		○				
I P 設置		○	○	○		
中心線測量		○	○	○		○
仮BM設置測量		○	○			
縦断測量		●	○			
横断測量		●	○	○	○	○
詳細測量	縦断測量	●	○			
	横断測量	●	○			
用地幅杭設置測量						
用地幅杭点間測量		○	○			

5-2-2 地域による変化率（3次元データ活用）

地域／地形	平地	丘陵地	低山地	高山地
大市街地	+1.0			
市街地甲	+0.4			
市街地乙	+0.3	+0.5		
都市近郊	+0.2	+0.2		
耕地	-0.1	0.0	+0.1	
原野	0.0	+0.1	+0.1	+0.2
森林	+0.1	+0.2	+0.2	+0.4

5-2-3 地域による変化率（3次元データ活用・活用データにMMS計測データを含む）

地域／地形	平地	丘陵地	低山地	高山地
大市街地	+0.9			
市街地甲	+0.3			
市街地乙	+0.2	+0.4		
都市近郊	0.0	+0.1		
耕地	-0.2	-0.1	0.0	
原野	-0.1	-0.1	+0.1	+0.2
森林	0.0	+0.1	+0.2	+0.3

令和4年4月

3次元測量に関する特記仕様書

本業務は、現場作業の省力化や安全性の向上を目的として、3次元計測データを活用して実施する業務である。

(3次元測量の具体的内容)

第1条 3次元測量は、以下の作業のうち、当該業務に含まれる項目を対象とする。

(1) 路線測量

3次元計測データ(モデル化等により加工・編集したデータ、写真地図データ等を含む)から得られる地形変化点、地物等の情報を、現地計測に替えて、縦断面図データファイル及び横断面図データファイルの作成に利用することができる。

(2) 現地測量

3次元計測データ(モデル化等により加工・編集したデータ、写真地図データ、等高線データ等を含む)から得られる地形、地物等の情報を、現地計測に替えて、数値地形図データファイルの作成に利用することができる。

(3次元計測データ)

第2条 3次元計測データは、以下のデータを活用する。

(1) 公開データ

当該業務に、三次元点群測量を含まない場合は、以下のサイトにて提供している公開データを活用する。

G空間情報センター <https://www.geospatial.jp/>

オンライン電子納品システム <https://mycityconstruction.jp/>

(2) 三次元点群測量

当該業務に三次元点群測量を含む場合は、業務にて取得した3次元計測データを活用する。

(設計変更の取扱い)

第3条 本業務の「路線測量」及び「現地測量」は、「3次元測量試行要領」に定める3次元計測データの活用を前提とした「地域による変化率」に基づき積算を行うものとし、3次元計測データの活用の程度や有無等の作業手法に応じた設計変更は行わない。なお、項目、作業条件、作業量等は、静岡県設計変更ガイドライン(案)(土木設計業務等委託編)に基づき、設計変更を行うものとする。